

令和6年12月25日

# 令和6年12月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月25日（水）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬  
3番 岩本 達也  
4番 阿部 義明  
5番 吉浦 武夫  
6番 山口 裕美  
7番 上田 敏雄  
8番 藤井 利夫  
9番 綱木 厚夫  
10番 桑内 千恵美  
11番 廣瀬 茂晴  
12番 上田 武志  
13番 近久 光雄  
14番 大西 佐知子

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
議案第42号 農地移動適正化あっせん基準の改正について  
報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第26号 農地法第18条の規定による通知について

局長 ただいまより令和6年12月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は10番桑内委員、11番廣瀬委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号218については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号218について、高川原字南島の担当であります12番上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号218について説明いたします。

12月19日に近久委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも田、1281㎡、

譲渡人〇〇〇〇氏と譲受人〇〇〇〇氏との売買です。

申請地はこれまで永小作権により譲受人が耕作しておりましたが、このたび合意解約により賃貸借を解除して売買を行います。

許可後の耕作面積は、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡になる予定です。申請地では、これまでどおり水稻を栽培するとのことです。

譲受人は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各〇台所有しております。

譲受人の自宅から申請地までは約200mで、通作に問題はありません。

農作業には本人が年間150日、母が250日従事するとのことです。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号218について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号218は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第41号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号219及び220については、以上です。

議 長 それでは、受付番号219について、石井東地区の担当が私でありますので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明を代読願ひします。

2 番 議案41号、農地法第4条許可申請、受付番号219について代読いたします。  
12月16日に久米委員と私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請人が申請地を転用するのは、平成30年から申請地の隣地で保育所を運営しており、近年職員が増えた事による駐車場不足に加えて、保護者の送迎時や年中行事時の関係者の駐車場不足が深刻な問題となっているためです。

よって、これらの解消のため福祉目的で購入していた申請地を駐車場に転用し利便性を図りたいと考え、申請にいたったとのことです。

地目や面積等は議案書に記載のとおりです。

造成計画は、周囲に新設のコンクリート擁壁を施工し、北側の既存駐車場と同じ高さに盛り土を行いアスファルトで舗装します。

雨水は既設集水枡及び申請地南側の水路に流すとのことです。

なお、以前に北側駐車場を施工した際に、その一部が敷地境界を越えてしまっていたことから始末書が提出されております。

この部分は、いったん取り壊して許可後に再度施工するとのことです。

申請地に隣接する農地は無く、徳島県の福祉担当との協議も行われています。

また、転用後に被害が生じた場合は、すべて申請者の責任において対応すると被害防除措置の概要に記載されております。

以上のことから許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号219の申請地は、平成28年12月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が代読されたとおりです。

転用目的は、駐車場です。隣接する保育園の職員や園児の保護者の送迎時の駐車場が不足しているため転用するものです。

申請地は平成24年に福祉事業で農作物を栽培するため農地法第3条許可により取得しましたが、現在は休耕地となっております。

徳島県の福祉事業担当者と、駐車場として農地を転用することに問題はないことを協議済みです。

申請地は、東側が別の福祉施設の敷地、西側が保育園、南側が住宅地、北側が併せて利用する既存駐車場です。

車両は、町道から北側の駐車場を通り進入します。

新設擁壁を設置して造成し、既存駐車場と一体で利用します。

表面はアスファルトで舗装し、雨水は申請者名義の水路に流します。これは国有水路につながり渡内川に流れます。

土砂の流出等で周辺農地に被害を及ぼすおそれはないとのことです。

土地改良区や水利組合の管理する区域でないことの誓約書が添付されております。

預金残高証明書により、事業に対して十分な資金があることが確認できます。

申請地の北側の一部を境界の錯誤のため既存駐車場の敷地としていたことについては、始末書が提出されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号219について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号219は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号220について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案41号、農地法第4条許可申請、受付番号220について説明いたします。

12月17日に岩本委員と吉浦委員、私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、406㎡、申請人は〇〇〇氏、転用目的は石材等の資材置場で事業拡張により加工した石材を置く場所が不足するため転用し、隣接する既存資材置き場とともに利用する計画です。

ここは以前から造成ができており、農業委員会に届け出済みとのことです。

申請地は既存資材置き場の奥にあり、農地として保全管理されておりました。

転用について麻名用水利改良区の同意が得られております。

以上のことから許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号220の申請地は、昭和46年の線引き時点から農用地区域から除外さ

れた、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、資材置き場です。

事業量拡大により既存の石材、石加工製品の置き場では面積が不足するため、申請者が所有する農地を転用するものです。

事業主体は申請者が代表取締役を務める有限会社で、使用貸借契約により会社の資材置場とします。

申請地は、東側が既存の資材置場、北側が住宅地、南側と西側が農地です。

石材は国道から既存資材置場を通して搬入します。

造成については、10cmの再生クラッシャーを敷き、隣接資材置場と高さをそろえます。

雨水は地下浸透です。大雨時には高低差から雨水が低地に流れるおそれがありますが、隣接農地とはコンクリートブロックとその外側のコンクリート擁壁で二重に仕切られているため、これまで被害は起きてないとのことでした。

よって、土砂の流出等で周辺農地に被害を及ぼすおそれはなく、万一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応することが申請書に明記されております。

麻名用土地改良区の意見書が提出されております。

預金残高証明書により、事業に対して十分な資金があることが確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

以上です。

事務局 造成について補足説明をさせていただきます。

これは、農地改良による造成で、山土を入れた上に耕作土を盛ったものです。

農地改良の工事完了が提出された時点、本申請が出された時点で現地を確認したところ申請地は耕うんされ、農地として管理されておりました。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号220について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号220は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第42号、農地移動適正化あっせん基準の改正について事務局長に議案の説明をお願いします。

局 長 別紙改正基準（案）議案書をご覧ください。  
議案第42号「農地移動適正化あっせん基準の改正」について説明させていただきます。

農地移動適正化あっせん基準は、平成14年3月に制定しました。

これは令和5年に改正されました農林水産省の農地移動適正化あっせん事業実施要領に適合したものでなければなりません。制定後22年を経て石井町農業経営の現状とも相当な隔りがあるため全部改正する必要性があり、別紙のとおり（案）を上程させていただきました。

改正においては、12月2日に開催しました農地移動適正化あっせん基準作成協議会において意見をお聴きしましたが、特に意見はなく事務局案のまま総会で審議させていただくことになりました。

農地のあっせんは、耕作目的での売買、貸借などで相手方が決まっていない場合に、農業委員会が第三者にあっせんを行うものです。

あっせんの対象となれば、農地の売主の譲渡利益から800万円、農地管理中間機構を通す場合は1500万円の控除があります。

それでは、主要な改正点について説明いたします。

まず、あっせん対象として、認定農業者や認定就農者のほか、地域計画が定められた場合は、農業を担うものとして位置づけられた方が対象となります。

次に、最終ページの別表と平成14年基準の別表第1をごらんください。

地区の区分について、現在の石井町の農業経営では、大規模経営において地区を超えて耕作することが多くなっております。

2020年農林業センサスにおいて経営耕地の状況が町全体は一つの区域とされていることから、全地区一括で定めることにいたしました。

また、経営類型について石井町は、夏期は水稻のほか、えだまめ、スイートコーンの栽培、冬期はほうれんそう、洋にんじん、ブロッコリーを主に栽培しておりますが、石井町の農地では耕作者の意思により栽培品目を変えられることから、各種類型とし、同一の基準としております。

なお、花きの栽培や新規就農者等、この基準が相当なものでないと認められる場合は、農業委員会において別途定めることとします。

続きまして、基準面積と目標面積について説明いたします。

2020年農林業センサスの表をごらん下さい。

石井町の1経営体当たりの経営耕地面積の平均は100aでありますので、こ

れを基準面積としております。

農林業センサスの次のページをごらんください。

目標面積は300aですが、センサスにおいて、この面積を超える規模の経営体が非常に少ないことから、これを農地の集約における目標値としております。

これまで細則に定めていた部分は基準の中で一括して定めるため、細則は廃止いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(13番近久委員挙手)

13番 これは養鶏業も対象となるのでしょうか。

事務局 基本的には田畑での耕作を対象としております。  
養鶏業の場合は、石井町内に採卵事業者が1経営体、ブロイラーが2経営体しかなく、農林業センサスで飼育羽数のデータはありません。  
よって、あっせんの要望があった時点で県内の状況等から基準を別途定めることが適切と考えております。  
なお、鳴き声や臭いなど環境にかかる問題があるため、石井町内での経営規模拡大は、現状では困難と思われれます。

13番 養豚業も同じですか。

事務局 これも町内に1経営体しか無く、養鶏業と同様に考えております。

議長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。  
(質問、意見なし)  
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。  
議案第42号、農地移動適正化あっせん基準について、原案のとおり改正することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第42号、農地移動適正化あっせん基準について、原案のとおり改正いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、2件受理しました。

報告第26号、農地法第18条の規定による通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和6年12月石井町農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。